

立教女学院求職者等へのセクシュアル・ハラスメント防止

基本方針

2026年10月1日 制定

はじめに

本学院では、健全な採用活動を推進するため、求職者等（教育実習生含む）へのセクシュアル・ハラスメント防止の基本方針を制定いたします。

1 セクシュアル・ハラスメント防止に向けた行動指針

- (1) 不適切な質問や要求をしない(性的な事実関係を尋ねること、採用の見返りに食事や不適切な関係を迫るなど)。
- (2) 面談等の際は求職者を含め原則3名以上で対応する。
- (3) 面談等を実施する場所は、学院内とする。
- (4) 勤務員がSNS等を利用し求職者等と接点を持つことを禁止する。
- (5) 求職者等とは学院のメールアドレス・電話で連絡を行う。

2 相談体制の整備

求職者等が安心して就職活動を行えるようにセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置する。

＜セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口＞

メール：saiyo-harass-soudan@rikkyojogakuin.ac.jp

以上